



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課） 1

告 示

○ 優良図書等の推奨（青少年・子ども家庭課） 2

○ 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3

○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3

○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課） 4

公 告

○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・7件（都市計画・モノレール課） 4

○ 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） 5

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部交通規制課） 6

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部交通規制課） 7

病院事業局事項

○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立精和病院） 9

規 則

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第53号

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第18条中「同条第2項又は第3項」を「同条第1項」に改める。

第2号様式中	保 証 契 約 情 報	保証契約締結の有無 【有・無】	保証契約証明書等の番号（保証契約証明書等を有している場合）
		※保証契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称
			②保証契約の証書の番号
			③保証契約の有効期間
			④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・補填する契約となっているか 【なっている・なっていない】
		⑤保証限度額	
※過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】			

を 保 障 契 約 情 報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)	
		一般船舶等保障契約証明書	
		難破物保障契約証明書	
		CLC条約証書	
		バンカー条約証書	
		ナイロビ条約証書	
	保障契約証明書等を 有していない場合の 記入事項	①保険者等の氏名又は名称	
		②保障契約の証書の番号	
		③保障契約の有効期間	
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・補填する契約となっているか	【なっている・なっていない】
⑤保障限度額			
※過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】			

に改め、同様

式(注)4を次のように改める。

4 「CLC条約証書」とは船舶油濁等損害賠償保障法(昭和50年法律第95号。以下「法」という。)第20条第2項に定める書面をいい、「バンカー条約証書」とは法第45条第2項第1号に定める書面をいい、「ナイロビ条約証書」とは法第53条第2項第1号に定める書面のことをいう。

第2号様式(注)に次のように加える。

5 総トン数100トン以上1000トン以下の一般船舶(燃料油濁損害)、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶(船骸撤去等の費用)に限り、①から⑤までの項目を記載することで、保障契約証明書等に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第271号

沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第6条第1項の規定により、優良図書等を次のとおり推奨した。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者
図書	わたしはだれ? Who am I?	株式会社出版ワークス	幼児、小学生、中学生及び高校生

2 推奨年月日 令和3年4月27日

3 推奨した理由 図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

沖縄県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

沖縄県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古謝(1)	沖縄市古謝一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古謝(2)	沖縄市古謝一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高原(3)	沖縄市高原一丁目及び高原四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(4)	沖縄市与儀一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(5)	沖縄市与儀三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比屋根(3)	沖縄市比屋根七丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(3)	沖縄市与儀二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

越来	沖縄市越来一丁目及び越来二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
----	--	---------

沖縄県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
比屋根(3)	沖縄市比屋根七丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与儀(3)	沖縄市与儀二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
越来	沖縄市越来一丁目及び越来二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・71号普天間線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 普天間線沿道地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線沿線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線沿線
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 上田地区地区計画
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 用途地域（うるま市全域）
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 特定用途制限地域（うるま市全域）
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 兼久マリンタウン線沿線地区
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 兼久マリンタウン線沿線地区地区計画
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 東崎地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 伊覇地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 屋宜原地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する特定役務の種類 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の高度化更新定数設定業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 1により調達を予定している上位装置の高度化更新定数設定業務と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) 複数の企業により構成される共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体の各構成員が、(1)から(3)までの要件に該当すること。
 - イ 共同企業体の各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 1により調達を予定している上位装置の高度化更新定数設定業務と同様又は類似する業務の受託に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和3年6月4日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する上位装置の高度化更新定数設定業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の高度化更新定数設定業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和3年4月27日付け沖縄県公報定期第4930号に登載の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格

及び申請方法等についての公告による上位装置の高度化更新定数設定業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 上位装置に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した体制証明書を令和3年6月7日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 受託しようとする上位装置の高度化更新定数設定業務の機能等証明書を令和3年6月7日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該上位装置の高度化更新定数設定業務を期限までに完了することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を手入するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和3年6月11日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで

(2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和3年6月7日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで

(2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2283）

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月16日（水曜日）午後1時30分

(2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年6月4日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課

- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年6月15日(火曜日)午後6時
- イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Name and Quantities of the Central Computer Device
Operation Consignment of Upgrading and Constant Setting of the Central Computer Device for Traffic Control System:1 Set
- (2) The Characteristics of the Central Computer Device
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:13:30 Wednesday, June 16, 2021
Place:Bidding Room of Accounting Division, 1st floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:18:00 Tuesday, June 15, 2021
Handling Division:Accounting Division, Police Administration Department Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext.2283)
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening
Date and Time:13:30 Wednesday, June 16, 2021
Place:Bidding Room of Accounting Division, 1st floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (6) Handling Division
Traffic Regulation Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan
Phone:098-862-0110(Ext.5211)

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年4月27日

沖縄県立精和病院長 親 富 祖 勝 己

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県立精和病院医事会計システム及び電子カルテシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立精和病院総務課 南風原町字新川260番地
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年3月1日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岨二丁目17番1号
- 5 契約金額
 - (1) 第一期契約（医事会計システムの構築） 24,200,000円
 - (2) 第二期契約（電子カルテシステムの構築） 130,551,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---